

2025年2月17日開催 海外食品添加物規制セミナーおよび個別相談会Q&A

	講師への質問	回答欄
1	<p>①4-2.相違点のウコン色素の例ですが、ここでコーデックスやEU、中国で体系化されている食品分類について、自社製品にウコン色素を使用したいと考えた場合、自社製品がこの体系化された食品分類のどれに当てはまるのかを考えるのがいつもとても難しいように感じます。これは、現地の弁護士等に確認して分類を確認するものなのでしょうか。それとも、おそらくこの分類だと自社で判断し、その根拠を自分で作り上げて、主張したらよいものなのでしょうか。</p>	<p>多くの国では、法規中に食品分類の定義に関する説明があります。まずはそこを確認いただいた上で、不明な点や最終確認を現地の代理店・弁護士等とされるのが良いと思います。</p>
2	<p>①着色料 シンガポールなどで日本特有の色素（ムラサキイモ、カキ）などどのように解釈すればよいでしょうか。</p> <p>②pH調整剤 シンガポールではこの用途がありません。何に該当しますでしょうか。</p>	<p>①シンガポールの食品規則（Food Regulations）の別表5に植物由来の着色料に関する記述があります。早見表では例示されているもののみ○としました。ムラサキイモ色素、カキ色素は使用可の可能性もあるため、現地の代理店等を通じて当局に確認されては如何でしょうか？</p> <p>②一般目的食品添加物（食品の加工または包装中に有用かつ特定の目的を果たす物質）に該当します。</p>
3	<p>食品添加物の規格についても確認が必要と伺いました。加工食品を現地に輸出する際、それぞれの原料メーカーが現地の規格を満たすことが難しい場合、販売者としてどのような対応が考えられるでしょうか。また、規格を試験で検証する場合、規定されている試験法や認定試験機関について、どの程度まで確認すべきか、ご意見をお伺いできれば幸いです。</p>	<p>現地の規格に適合していない添加物を配合した商品は、現地の規格に適合しない非合法な商品となりますので、現地の規格に適合していない原料を使用するべきではありません。規格の確認の程度については、「貴社として確実に保証できる程度」としかお答えできかねます。</p>
4	<p>どの食品分類に分類されるかについては、食品メーカーの判断になるのでしょうか。また、判断に迷う場合の問い合わせ先について情報があればご教授いただきたいと思います。</p>	<p>判断に迷われる場合は、現地の輸入代理店等に相談されては如何でしょうか？</p>